

## 7-8市単上河原崎・中西2号近隣公園基本計画策定支援業務委託仕様書

### 第1章 総則

#### (適用)

第1条 この特記仕様書は、「7-8市単上河原崎・中西2号近隣公園基本計画策定支援業務委託」に適用する。

2 本業務は、本特記仕様書によるほか、茨城県設計業務等共通仕様書に基づき実施しなければならない。

#### (本業務の目的)

第2条 本業務は、つくば市（以下、「委託者」という。）が計画する「上河原崎・中西2号近隣公園」の基本計画策定を目的とする。

#### (履行場所)

第3条 履行場所は、別添位置図のとおりとする。

#### (履行期間)

第4条 履行期間は、契約日の翌日より令和8年（2026年）11月30日までとする。

#### (設計条件)

第5条 設計条件は、次のとおりとする。

対象面積  $A = 2.0 \text{ ha}$

#### (管理技術者)

第6条 受託者は、本業務における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。

#### (照査技術者)

第7条 受託者は、本業務における照査技術者を定め、委託者に通知するものとする。

#### (打合せ等)

第8条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 本業務着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、受託者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

#### (提出書類)

第9条 受託者は、着手後及び完了後速やかに次の書類を委託者の指定する部数提出するものとする。

- (1) 管理技術者及び照査技術者選任通知書 1部
- (2) 技術者経歴書 1部
- (3) 工程表 1部
- (4) 下請人通知書 1部
- (5) 業務計画書 1部
- (6) 業務完了届 1部
- (7) 業務成果物引渡書 1部

(業務カルテの登録業務)

第10条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるため、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督職員への提出等を行わなければならない。

(資料の貸与及び返却)

第11条 受託者は、本業務に必要な資料を委託者から借り受けた場合は、その管理について責任を持って行うとともに、業務完了後速やかに委託者へ返却するものとする。なお、借り受けた図書等を破損し、又は紛失等した場合は、受託者が責任を負うものとする。

(安全管理)

第12条 受託者は、現場での作業に際して、業務関係者のみならず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、車道及び歩道等で作業を行う場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ交通整理員を配置すること。

- 2 現場作業中の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を携帯又は着用させること。
- 3 現場作業中は、必要に応じ表示板等を設置すること。

(損害賠償)

第13条 受託者は、業務遂行中に生じた事故等に対して一切の責任を負い、内容及び状況を委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(検査)

第14条 受託者は、本業務を完了したとき、業務完了届及び業務成果物引渡書とともに成果品を委託者に提出し、照査技術者立会の上、完了検査を受けなければならない

(守秘義務)

第15条 受託者は、本業務において知り得た情報について、委託者の許可なしに漏洩または引用してはならない。

(疑義)

第16条 本仕様書に定めがない事項又は本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに委託者・受託者協議を行い、委託者の指示に従うものとする。

## 第2章 基本計画策定業務

### (業務内容)

第17条 上位計画等との整合、敷地の立地条件等を分析評価し、計画対象地における公園の機能・性格・理念・テーマを明らかにし、地域住民等との対話を通じて、地域住民が希求する近隣公園の在り方について合意形成が得られるよう、計画の基本方針及び導入施設の内容を決定し、概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の概略の検討に基づいて、土地利用（空間構成）及び導線を定める等、公園の基本的な内容を決定する。

### (作業内容)

第18条 作業内容は、次のとおりとする。

#### (1) 現況把握

- ① 計画条件の把握と整理
- ② 上位関連計画や各種関連資料の収集と整理
- ③ 現地調査（計画対象地及びその周囲地域）  
(植生や地形、土地利用状況、景観、用地境など)
- ④ 自然・社会・人文・景観等の概況整理

#### (2) 敷地分析

- ① 計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理
- ② 計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理
- ③ 計画上の問題点や課題の整理

#### (3) 計画内容の検討及び設定

- ① 基本方針の検討と設定
- ② ゾーニングの検討と設定
- ③ 導入施設の検討と設定
- ④ 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定
- ⑤ アクセスや導線の検討と設定
- ⑥ 環境の保全と創出に関する検討と設定
- ⑦ 空間構成の検討と設定
- ⑧ 整備水準の検討と設定
- ⑨ 維持管理方法の検討と設定

#### (4) 基本計画図の作成

- ① 提供されたベース図に基づいた基本計画平面図の作成

縮尺：1/500 程度

(5) 概算工事費の算出

同種事業の実勢価格等に基づいた概算工事費の算出

(6) 基本計画説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

(7) 照査

- ① 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ② 設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ③ 成果品の内容の適正照査

(8) 住民意識調査・合意形成支援（ワークショップ等の開催）

- ① ワークショップ等の実施計画の作成・開催準備
- ② 計画業務の資料を基に当日のプレゼンテーション資料や配布資料を作成する。
- ③ 学識経験者等による当日のファシリテーション、参加者の案内・誘導、実施補助（記録等）を行う。
- ④ 開催後、当日の開催の様子や意見を集約し、近隣住民が求める機能、施設等の需要が把握できるように整理し、運営に係る課題を整理する。
- ⑤ 各回のワークショップ等の結果を整理し、公表するためのチラシ案を作成する。
- ⑥ 基本計画案の検討を行い、近隣住民等の合意形成を図る

(9) 鳥瞰図等の作成

決定した内容に基づいて、対象地全体のイメージが伝わるよう鳥瞰図等を作成する。

### 第3章 成果品

(納入する成果品等)

第19条 納入する成果品等は、次のとおりとする

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 基本計画説明書（製本） 2部
- (3) 上記成果品の元データ（CD-R） 2部

(成果品に対する責任)

第20条 本業務終了後、受託者の責任に帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、受託者の責任と費用負担によって速やかに訂正・補足・その他の措置を行わなければならない。

(成果品の帰属)

第21条 本業務の成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承諾なしに貸与、公表、使用してはならない。

(電子納品)

第22条 電子納品の対象となる各成果物等は、CD-R記録による提出とする。

- 2 ファイル形式は、Microsoft 社の Word、Excel を基本とし、CAD の場合は、DWG、SFC 及び PDF 形式とする。納品後、委託者が加除修正及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。
- 3 CD-R のラベル面には下記の項目を印字するものとする（油性ペンによる手書きも可とする）。

記載事項	記載例
業務名称	○○基本計画策定支援業務委託
作成年月	令和○○年○○月
委託者名	つくば市長 ○○ ○○
受託者名	○○事務所
ウィルスチェックに関する情報	ウィルス対策ソフト名：○○○ ウィルスパターンファイル：令和○○年○○月○○日版 チ ェ ッ ク 年 月 日：令和○○年○○月○○日
フォーマット形式	フォーマット形式：Joliet

### 第6章 その他

(その他)

第23条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議の上、その指示に従うものとする。